

2022年度 労働衛生セミナー

テーマ：今こそパワハラ対策を！

-パワーハラスメント対策の事業主義務化を受けて-

趣旨

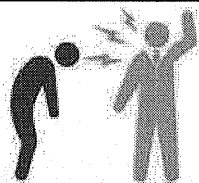
職場のパワーハラスメントは、労働者が能力を十分に発揮することの妨げになるのはもちろん、個人としての尊厳や人格を傷つけ、人権に関わる許されない行為である。また、企業にとっても、生産性の低下や貴重な人材の流出、企業イメージにも悪影響を与え、社会的評価を左右することにもなりかねない重大な問題である。

職場のパワーハラスメントについては、2020年に厚生労働省が実施した「職場のハラスメントに関する実態調査」によると、過去3年以内にパワーハラスメントを受けたことがあると回答した者は31.4%であり、2016年調査の32.5%と大きな変化はなかった。ハラスメントの相談件数では、セクシャルハラスメントは減少したと回答した企業が最も多かったにも関わらず、パワーハラスメントは変わらないとの回答が最も多かった。また、厚生労働省がまとめた「2020年度個別労働紛争解決制度の施行状況」では、「パワーハラスメント」の相談件数は約1万8千件、「いじめ・嫌がらせ」の相談件数も約8万件であるなど、対策は差し迫った課題となっている。

このような社会情勢の中、「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（労働施策総合推進法）」の改正で大企業においては、2020年6月1日から職場におけるパワーハラスメントの防止が義務化され、パワーハラスメント対策の強化が図られた。さらに、中小企業においても2022年4月1日から義務化され、法令順守の観点でも、社会的責任（CSR）においても、企業にとってパワーハラスメント対策は必須である。しかし、どこから取り組みを行えば良いか難しいとの声も多く、パワーハラスメントの加害者・被害者を産み出さないためにも、パワーハラスメント対策の必要性やハラスメントの基礎知識、予防・解決に向けた相談体制の構築など適切な対応が求められる。

今回のセミナーでは、産業医の立場から企業が知っておくべき職場におけるパワーハラスメントの対策や相談に対する適切な対応方法、職員教育などについてお伝えする。加えて、当協会が経験した事例を通して、実際にどのように対応すべきか具体的にイメージしてもらい、企業と従業員双方に影響が大きいパワーハラスメント対策の一助としていただきたい。

2022年度 労働衛生セミナーのご案内



参加無料!!

今こそパワーハラ対策を!

～ パワーハラスメント対策の事業主義務化を受けて ～

録画配信期間：2023年1月18日(水)9:00～2月17日(金)16:00
(再生時間：約1時間)

◆講師

公益財団法人 北海道労働保健管理協会

社会医学系指導医・医師 飯田 和久

実務経験豊富な
産業医がお話します。

後援
厚生労働省
北海道労働局

会場での開催は行わず、録画配信(オンデマンド配信)によるWeb開催といたします。

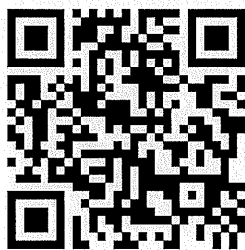
参加には事前登録が必要となります。

◆お申込み期間：

2022年11月25日(金)～2023年1月16日(月)12:00まで

◆お申込み方法(申し込みフォーム)：

下記QRコードまたはURLより



<https://www.roudouhoken.or.jp/seminar/entry.html>

◆参加費： 無料

※講演資料等のダウンロードも可能です

※お申し込み後、配信期間が近くなりましたら登録していただいた
メールアドレスへ視聴URLを送信させていただきます

◆内容：

「労働施策総合推進法」の改正により、2022年4月より、中小企業においても職場のパワーハラスメントの防止が義務化されました。

産業医の立場から、職場におけるパワーハラ対策や相談における適切な対応方法について事例を交え、解説いたします。

◆対象者：事業者・衛生管理者・衛生管理実務担当者

産業保健スタッフ・管理監督者・職員の方々 他
医療保険者(健康保険組合等)

◆お問い合わせ：

公益財団法人 北海道労働保健管理協会 お客様サポートセンター
電話 (011) 862-5037

お問い合わせ時間 9:00～12:00/13:00～17:00

(土日・祝祭日除く)

主催：公益財団法人 北海道労働保健管理協会
独立行政法人 労働者健康安全機構 北海道産業保健総合支援センター
各地区 労働基準協会(札幌・苫小牧・室蘭・北見・帯広・釧路)

後援：厚生労働省 北海道労働局
公益社団法人 北海道労働基準協会連合会
中央労働災害防止協会 北海道安全衛生サービスセンター
旭川地方労働基準協会
一般社団法人 北海道中小企業家同友会